

計画値同時同量制度の計画不整合に伴う定期報告徴収の取扱い

平成28年6月15日
取引監視課

1. 背景

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づき、一般送配電事業者は毎月のインバランス発生実績を翌々月末までに報告しなければならないこととされており（様式第11第4表）、直近では、平成28年4月分を同年6月30日までに提出する必要があります。

一方、本年4月に開始した計画値同時同量制度の下において、各事業者から提出される計画に少なからぬ入力誤りがあったことや、広域機関システムによるチェックが事前の想定どおりに機能しなかったことから、本来解消されるべき計画の不整合が残り、これらに起因する実態のないインバランスが見かけ上多数生じている事態が生じております。そのため、一般送配電事業者においてはインバランス発生実績につき一部報告ができない状況にあることを踏まえ、以下のとおり取扱うことと致します。

2. 定期報告徴収（様式第11第4表）の取扱い

一般送配電事業者については、上記問題が解消し、インバランス値が確定するまでの間、様式第11第4表のうちインバランス発生電力量及びインバランス精算単価について暫定値を報告するものとします。この際、様式第11第4表について一部報告できない事項がある場合や一部暫定値である場合には、その旨をメールに付記して下さい。

上記いずれの場合でも、報告対象月に係るインバランス発生実績の確定値が得られた時点から1ヶ月以内に、当該月についてのインバランス発生実績の訂正值の報告をお願いします（訂正が複数月にまたがる場合には、その度ごとに更新された訂正值を報告して下さい）。